（使用電波）

第七十条の二　海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であつて、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

［一～三　略］

四　無線電話を使用する場合（第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）　Ａ三Ｅ電波二七、五二四kHz若しくはＦ三Ｅ電波一五六・八MHz又は通常使用する呼出電波

［２・３　略］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

一　インマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから、一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（使用電波）

第七十条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　無線電話を使用する場合（第三号及び第四号に掲げる場合を除く。）　Ａ三Ｅ電波二七、五二四kHz若しくはＦ三Ｅ電波一五六・八MHz又は通常使用する呼出電波

［２・３　同上］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　［同上］

一　インマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから、一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」

［二　同上］

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（義務船舶局等の無線設備の条件）	（義務船舶局等の無線設備の条件）
第三十八条　［略］	**第三十八条**　［同上］
［２　略］	［２　同上］
３　法第三十三条の規定により義務船舶地球局（法第十三条第二項の船舶地球局をいう。）に備えるインマルサット船舶地球局及びインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。	３　施行規則第二十八条の二第一項のインマルサット船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［４　略］	［４　同上］
第三十八条の二　義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。	**第三十八条の二**　義務船舶局等（法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。
［２　略］	［２　同上］